

平成 2 2 年 6 月

各 業 者 様

瀬戸内市長 武久 顕也

### 入札制度について(お知らせ)

平素は瀬戸内市の入札行政につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

瀬戸内市では平成 2 2 年 6 月以降から、入札制度を一部変更いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 【設計金額が税込 2 , 5 0 0 万円未満の工事】

予定価格は入札前に公表します。

入札回数は 1 回とします。

予定価格を超える入札書は無効とします。

最低制限価格未満の入札書は失格とします。

落札者のいない場合は不調とします。

応札結果を公表した後に、最低制限価格は 2 1 段階のくじにより決定します。

くじを引く者は最低価格の応札者とします。

なお、くじを引く者が辞退した場合は、次の低価格者とします。

#### 【設計金額が税込 2 , 5 0 0 万円以上の工事】

予定価格と最低制限価格は落札決定後に公表します。

入札回数は 3 回とします。

予定価格を超える入札書は無効とします。

最低制限価格未満の入札書は失格とします。

落札者のいない場合は最低価格者と随意契約の手続きをするか、または指名替えを行います。